

最高裁判所（第一小法廷） 令和●●年（○○）第●●号 上告提起事件

国側当事者・国

令和5年6月22日棄却・確定

（控訴審・広島高等裁判所岡山支部、令和●●年（○○）第●●号、令和5年2月24日判決、本資料273号・順号2023-1）

（第一審・岡山地方裁判所倉敷支部、令和●●年（○○）第●●号、令和●●年（○○）第●●号、令和4年7月26日判決、本資料272号・順号2022-20）

決 定

上告人 医療法人Y

同代表者理事長 A

被上告人 国

同代表者法務大臣 齋藤 健

同指定代理人 縣 智洋

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和5年6月22日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 堺 徹

裁判官 山口 厚

裁判官 深山 卓也

裁判官 安浪 亮介

裁判官 岡 正晶